

玉名市立小・中学校における学用品の給与について（災害救助法適用）

この度は、令和7年8月の大雨により被害に遭われた方々に対し、心よりお見舞い申し上げます。

今回の大雨災害により住家に被害を受け、学用品を喪失、損傷等により使用することができない就学上支障のある児童生徒を対象に学用品を給与します。

1 給与の対象

次のいずれにも該当する方が対象となります。

- (1) 玉名市内で、住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水した方（床下浸水は該当しません。）

（罹災証明の写しの提出が必要になります（後日でも構いません。））

- (2) 実際に学用品がなく、就学に支障が生じている方

2 給与の内容

給付は、次の現物を給与します。

- (1) 教科書及び正規の教材
- (2) 文房具・通学用品…ノート、鉛筆、消ゴム、体操着等

※(2)については、ご家庭で調達が困難な場合に限りです。

3 お問い合わせ先

学用品の給与を必要とされる方は、令和7年8月18日（月）までに玉名市教育委員会の教育総務課までお問い合わせください。

所属課：教育委員会事務局教育総務課
玉名市岩崎163番地
電話番号：0968-75-1133